

## 裁判所に持ち込めないものの例

### 銃器, 刃物等の凶器, 爆発物

#### 【例】

- 猟銃, 空気銃などの銃器(模造物を含む。)
- 包丁, ナイフ, 日本刀, カッター, カミソリ, ペーパーナイフ
- はさみ(文房具, 裁縫道具を含む。), 缶切り, 千枚通し, 工具
- ガスボンベ, スプレー缶, 火薬類
- ヌンチャク, スタンガン, 警棒, 木刀

※ 法令違反の疑いがある場合には, 警察に通報します。

### 写真機, 録音機

#### 【例】

- カメラ, ICレコーダー, テープレコーダー

※ これらのものは, 裁判所(敷地を含む。)では使用することができず, 原則として持ち込むことができません。ただし, かばんや収納ケースにしまっただけならば, 持ち込むことができます(撮影機能や録音・録画機能の付いたスマートフォン等は, それらの機能を使用しないことを前提に持ち込むことができます。)

※ 以上のほか, 旗, のぼり, プラカード, 拡声機等の持込み及びはちまき, ゼッケン, 腕章等を着用しての入庁もできません。